

静岡県人事委員会訓令第1号

静岡県人事委員会事務決裁規程（昭和51年静岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

改正前	改正後
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 事務局長、次長及び課長に対する地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第2条第3項の規定による育児休業の承認</u></p> <p>(8) <u>事務局長、次長及び課長に対する育児休業法第3条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認</u></p> <p>(9) <u>事務局長、次長及び課長に対する育児休業法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し</u></p> <p>(10) <u>事務局長、次長及び課長に対する育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認</u></p> <p>(11) <u>事務局長、次長及び課長に対する静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年静岡県条例第14号）第2条（第7条において準用する場合を含む。）の規定による自己啓発等休業の承認</u></p> <p>(12) <u>事務局長、次長及び課長に対する静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）第2条（第6条において準用する場合を含む。）の規定による配偶者同行休業の承認</u></p> <p>(13)～(42) (略)</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>定型的又は軽易な申請、協議等の承認又は同意</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>事務局長、次長及び課長に対する地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づく育児休業等の承認及び取消し</u></p> <p>(9) <u>事務局長、次長及び課長に対する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定による高齢者部分休業、同法第26条の5の規定による自己啓発等休業又は同法第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認及び取消し</u></p> <p>(10)～(39) (略)</p>

(43) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）規則関係第2条関係第5項の規定による船員についての週休日及び勤務時間の割振りの定め承認

(44) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）規則関係第12条関係第27項第9号の規定による人事委員会が認めるものの承認及び同条関係第29項の規定による人事委員会が認める事業の承認

(45)～(62) (略)

(63) 静岡県職員の定年に係る勤務延長に関する規則（静岡県人事委員会規則9—3。以下「定年規則」という。）第2条第3項の規定による勤務延長職員の異動の承認

(64)～(67) (略)

(68) 職員からの苦情相談に関する規則第4条の規定による事案の処理

(69) 職員からの苦情相談に関する規則第9条の規定による任命権者との協力及び報告

(70) (略)

（課長の専決事項）

**第4条** 各課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第21条第1項及び第3項の規定による保有個人情報を開示するかどうかの決定、第23条第2項及び第3項の規定

(40) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）規則関係第2条関係第4項の規定による船員についての週休日及び勤務時間の割振りの定め承認

(41) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）規則関係第12条関係第29項第9号の規定による人事委員会が認めるものの承認及び同条関係第31項の規定による人事委員会が認める事業の承認

(42)～(59) (略)

(60) 静岡県職員の定年等に関する規則（静岡県人事委員会規則9—6。以下「定年規則」という。）第3条第1項の規定による異動期間を延長した職員の勤務延長の承認

(61) 定年規則第6条第3項の規定による勤務延長職員の異動の承認

(62) 定年規則第16条の規定による異動期間の延長の承認

(63)～(66) (略)

(67) 職員からの苦情相談に関する規則（静岡県人事委員会規則18—1。以下「苦情相談規則」という。）第4条の規定による事案の処理

(68) 苦情相談規則第9条の規定による任命権者との協力及び報告

(69) (略)

（課長の専決事項）

**第4条** 各課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条各項の規定による保有個人情報を開示するかどうかの決定、第93条各項の規定による保有個人情報の訂正を

による決定期間の延長、第31条各項の規定による保有個人情報を訂正するかどうかの決定、第32条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長、第38条各項の規定による保有個人情報の利用停止をするかどうかの決定並びに第39条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長

(10) 職員からの苦情相談に関する規則第5条の規定による調査

(11) 職員からの苦情相談に関する規則第6条の規定による記録の作成

2 総務課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 事務局職員に対する育児休業法第2条第3項の規定による育児休業の承認

(5) 事務局職員に対する育児休業法第3条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認

(6) 事務局職員に対する育児休業法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し

(7) 事務局職員に対する育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認

(8) 事務局職員に対する静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年静岡県条例第14号）第2条（第7条において準用する場合を含む。）の規定による自己啓発等休業の承認

(9) 事務局職員に対する静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）第2条（第6条において準用する場合を含む。）の規定による配偶者同行休業の承認

(10)～(12) (略)

3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を

するかどうかの決定、第94条第2項及び第95条の規定による決定期間の延長、第101条各項の規定による保有個人情報の利用停止をするかどうかの決定並びに第102条第2項及び第103条の規定による決定期間の延長並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）第4条第2項及び第5条の規定による決定期間の延長

(10) 苦情相談規則第5条の規定による調査

(11) 苦情相談規則第6条の規定による記録の作成

2 総務課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 事務局職員に対する育児休業法の規定に基づく育児休業等の承認及び取消し

(5) 事務局職員に対する地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業、同法第26条の5の規定による自己啓発等休業又は同法第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認及び取消し

(6)～(8) (略)

3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を

専決するものとする。

(1)～(19) (略)

(20) 期末勤勉手当規則別表第1の備考第2号の規定による職員の区分についての異動後の加算割合に100分の5を加えた加算割合とする必要がある職員の承認

(21) 期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）別紙第22項第6号に規定する再任用短時間勤務職員等であった期間の期末手当及び勤勉手当に係る期間の計算についての任命権者との協議

(22) 職員の退職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-15）第8条第2号の規定による引き続き30日以上職業に就くことのできない理由の承認

(23) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）規則関係第12条関係第33項第6号に規定する別段の取扱いについての任命権者との協議

(24)～(42) (略)

4 職員課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(12) (略)

(13) 定年規則第3条の規定による任命権者からの報告の受理

(14) 再任用及び再任用の任期の更新の状況に係る任命権者からの報告の受理

専決するものとする。

(1)～(19) (略)

(20) 期末勤勉手当規則別表第1の備考第2項の規定による職員の区分についての異動後の加算割合に100分の5を加えた加算割合とする必要がある職員の承認

(21) 期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）別紙第22項第6号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等であった期間の期末手当及び勤勉手当に係る期間の計算についての任命権者との協議

(22) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）規則関係第12条関係第35項第6号に規定する別段の取扱いについての任命権者との協議

(23)～(41) (略)

4 職員課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(12) (略)

(13) 定年規則第9条の規定による勤務延長の状況に係る任命権者からの報告の受理

(14) 定年規則第13条第2項の規定による異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合の任命権者からの報告の受理

(15) 定年規則第21条の規定による異動期間の延長に係る任命権者からの報告の受理

(16) 定年規則第26条の規定による定年前再任用に係る任命権者からの報告の受理

(17) 定年退職者等の暫定再任用に関する規則（静岡県人事委員会規則9-7）第5条の規定による暫定再任用及び暫定再任用職員

(15) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第38条の2第7項の規定による再就職者から禁止される要求若しくは依頼を受けた職員による届出の受理又は第三者による通報等の受付

(16)～(18) (略)

(専決事項の報告)

**第5条** 専決者は、専決した場合において、第3条第70号に該当する事項及びその他の事項中特に必要があると認めるものについては、人事委員会に報告するものとする。

の任期の更新の状況に係る任命権者からの報告の受理

(18) 地方公務員法第38条の2第7項の規定による再就職者から禁止される要求若しくは依頼を受けた職員による届出の受理又は第三者による通報等の受付

(19)～(21) (略)

(専決事項の報告)

**第5条** 専決者は、専決した場合において、第3条第69号に該当する事項及びその他の事項中特に必要があると認めるものについては、人事委員会に報告するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。